

# 同和問題（部落差別）の 理解を深めるために



鹿児島県



# 同和問題（部落差別）の理解を深めるために

## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 同和問題（部落差別）とは、どのようなことなのでしょう。 ……     | 1  |
| 2 部落差別は、どうして始まったのでしょうか。 ……           | 2  |
| 3 解放令とは、どのようなものだったのでしょうか。 ……         | 3  |
| 4 「水平社運動」とは、どのようなことだったのでしょうか。 ……     | 4  |
| 5 重大な差別事象として、どのようなことがあったのでしょうか。 ……   | 5  |
| 6 心理的差別と実態的差別とは、どのようなことなのでしょう。 ……    | 7  |
| 7 「寝た子を起こすな」という考え方では、いけないのでしょうか。 ……  | 8  |
| 8 差別用語・差別表現とは、どのようなことなのでしょう。 ……      | 9  |
| 9 えせ同和行為とは、どのようなことなのでしょう。 ……         | 11 |
| 10 人権同和問題を解決するためには、どうすればいいのでしょうか。 …… | 12 |
| 〔資料〕 水平社宣言 ……                        | 13 |
| 〔資料〕 部落差別の解消の推進に関する法律 ……             | 14 |

## 1 同和問題（部落差別）とは、どのようなことなのでしょう。

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が被差別部落（同和地区）に生まれたという、ただそれだけの理由で社会的不利益を受け、不平等を強いられ、人としての尊厳を傷つけられ、基本的人権が不当に侵害されている問題です。

同和問題（部落差別）の解決を図るためには、私たち一人ひとりが、この問題の歴史を学び、正しい認識と理解を深める必要があります。

戦国時代から江戸時代にかけて、武士を中心とした支配体制を維持するための身分制度が敷かれ、人々はその身分によって職業、住居を定められ、それを変えることは許されませんでした。この身分制度は、明治時代になり廃止されましたが、人を生まれや住まい、仕事によって判断し、評価しようとする考え方が、日本独特の因習や慣習とも深く結びついて、依然として残っていることに問題があります。

「同和」という表現は、古くからある「同胞融和」あるいは「同胞一和」、「同胞諧和」という用語から生まれたもので、その意味は、家柄、門地、血筋あるいは社会的身分の別なく、国民は等しく慈しみあわなければならないという発想に基づくものと言われています。

昭和16年6月に、「中央融和事業協会」が「同和奉公会」と名称を改めてから、「同和」という語が用いられ、「同和事業」、「同和行政」などと言われるようになり、戦後になって「同和問題」、「同和地区」、「同和対策事業」など、行政上の用語として定着しました。

昭和57年の地域改善対策特別措置法の施行以来、同和行政は、地域改善対策行政とも言われるようになりました。

「今日は同和の会に参加した」などと言う場面に出合いますが、この「同和」というように単独で用いられる用語は、極めて差別的な意味合いで使われてきた歴史的経緯があります。使用するに当たっては、正しく「今日は同和問題（部落差別）の研修会に参加した」などと、意味を理解した上で、省略形でない用語で使うことが大切です。

## 2 部落差別はどうして始まったのでしょうか。

近年の被差別部落の歴史的起源に関する研究では、中世（鎌倉～室町時代）に社会的、世俗的に成立し、近世（戦国～江戸時代）に政治的、制度的に固定化されたとする「中世起源説」が定説となりつつあります。

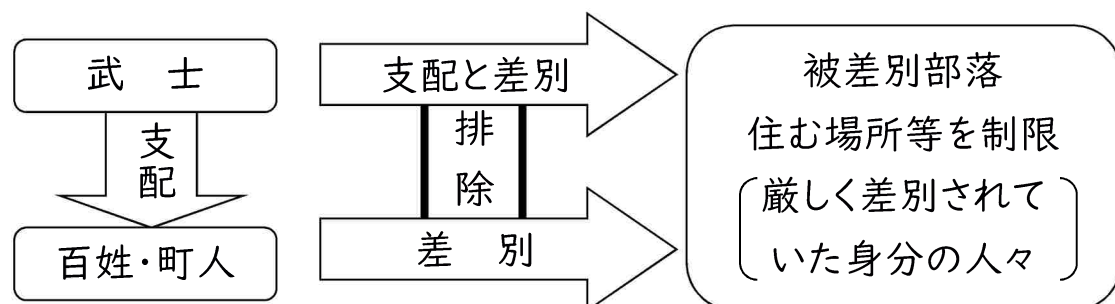
中世には、天災や戦乱等の理由により河原に住むようになった人の中から、彫刻、土木工事、死牛馬の処理や皮革の製造、刑の執行、死者の葬送等の仕事をする人々が現れました。厳しい環境にあって、これらの人々の中には、銀閣寺の庭園、龍安寺の石庭や仏像彫刻をつくり優れた文化の創造に尽力した人が多くいたことが分かっています。

このように、高度な技術を持った特殊な存在として畏敬の念を持たれた一方で、この時代の人々の中には、死牛馬や葬送など死体処理などに携わる人たちを「ケガレ」た存在として、賤視・不浄視されていました。こうした「ケガレ」意識による世俗的差別が存在したと考えられています。

近世には、封建社会を確立するために「武士、町人、百姓」の身分が定められ、支配者として武士を高い身分に置き、百姓・町人との間を区分して、それぞれの身分の人々が互いに対立し、団結して幕府に反抗できないようにしました。

また、中世の「ケガレ」意識に基づく世俗的差別を背景に「えた・ひにん」等の賤称の強制や居住地の強制移転、風俗の取り締まりなど、被差別身分の人々に対する様々な差別政策が幕府や藩から打ち出されました。こうして、中世においては、人々の中に存在する社会的、世俗的差別であったものが、近世幕藩体制下では、政治的、制度的に固定化され、差別意識が強められることになりました。

被差別身分の人々は、農業のほかに、死牛馬の処理や皮革製造、芸能などで生活をし、そして、役人の下で犯罪者の捕縛や牢番等の役目を果たしましたが、住居、職業、交際、服装等社会生活のあらゆる面で差別的な扱いをされたのです。これらの人々の子孫の多くが住んでいるところが、被差別部落といわれていました。



### 3 解放令とは、どのようなものだったのでしょうか。

近代国家を目指した明治新政府は、「武士、町人、百姓」の封建的身分制度を撤廃し、これらの人々は平民と改称されました。しかし、この時、えた・ひにん等の被差別身分に属していた人々は、「平民」の対象になりませんでした。

そこで、政府は被差別身分を廃止するため、1871(明治4)年に太政官布告第61号を公布しました。これが「解放令」です。

太政官布告 第61号

穢多・非人等の称廃せられ候条、自今身分職業共、平民同様たるべき事

辛未(明治4年)8月

太 政 官

穢多・非人等の称廃せられ候条、一般民籍に編入し、身分職業共すべて同一に相成り候よう取扱うべく、尤も地租そのほか除げんの(地租免除)しきたりもこれあり候はば、引直し方見込取調べ、大蔵省へうかがい出すべき事

辛未8月

太 政 官

内容は、えた・ひにん等、賤称で呼ばれていた人々は、身分・職業とも平民同様とするというものです。これで制度上の身分差別と差別的な呼び方を改め、平等の世の中にしようとなりました。

こうして身分制度は廃止されましたが、もとの公家や大名は華族、武士は士族、町人、百姓は平民という新しい身分秩序がつけられました。そして、華族や士族には、多くの年金や公債が与えられました。

一方、賤称で呼ばれていた人々については、新たに平民となったという意味で、新しく整理された戸籍に「新平民」等といった一般平民とは区別した呼称が用いられるなど、「平等」というには不完全なものでした。

また、職業の自由を宣言されたことにより、逆に従来独占的に携わってきた皮革や警護の仕事に必ずしも就くことができなくなり、その上、国民としての納税・兵役・教育の3大義務だけは負わされ、経済的保障もないまま、ますます貧困な状態におかれたとも言われています。

※ 「えた」、「ひにん」等の用語は、差別的な意味で使用されてきましたが、ここでは、同和問題（部落差別）に関する正しい歴史認識を深めるための歴史的用語としてそのまま掲載しています。

#### 4 「水平社運動」とは、どのようなことだったのでしょうか。

身分制度は、太政官布告「解放令」により改められましたが、差別は依然として残っていました。

しかし、差別されていた人々は、厳しい現状を無条件に受け入れていたわけではありません。明治時代から大正時代にかけて、被差別部落の中から差別されるような状態をなくそうと、自主的な生活改善の運動が起こり全国的に広がっていきました。この全国的な解放運動を水平社運動といいます。

このような動きの中で、1918（大正7）年に、米騒動が発生しました。長い苦しい生活状態に置かれていたことと、米価の暴騰とがあいまって、多数の被差別部落の住民が米騒動に参加しました。

この米騒動を契機に、同和問題（部落差別）は重大な社会問題として認識されましたが、当時の社会体制や社会情勢の中では、現実の厳しい差別の解消や人権意識の向上という本質的な部分に目が向くところまではいきませんでした。そのため被差別部落の人々は、自らの力で解放を勝ち取る自覚を持ち、団結の必要を知るようになりました。

1922（大正11）年に、京都で全国水平社創立大会が開催され、※「水平社宣言」が読み上げられました。この宣言は、日本最初の人権宣言ともいわれ、部落解放運動の理念の原点となっています。

※ 13 ページに「水平社宣言」を掲載しています。

## 5 重大な差別事象として、どのようなことがあったのでしょうか。

差別の現れ方は様々ですが、人々の意識に潜在する偏見が言葉や文字に表れた結果、次のような大きな差別事件が起こっています。

### オールロマンス事件

戦後における行政闘争の始まりの発端となった事件です。

1951(昭和26)年、雑誌「オールロマンス」に「特殊部落」と題する小説が掲載されました。この小説は、同和地区の生活を差別的に記載した小説で、しかも作者は行政職員でした。このことを重視した運動団体は、劣悪な環境を放置している行政の責任を指摘し、環境改善を求める運動を展開しました。

### 部落地名総鑑事件

1975(昭和50)年に「部落地名総鑑」という、全国の被差別部落の新旧地名や戸数、職業等を記載した悪質な図書の存在が明らかになりました。(確認されただけでも9種類ありました。)

この本を企業が購入し、就職採用の際の身元調査等の資料として利用したのです。高額であったにもかかわらず購入した企業は、判明しただけでも、全国で約200社を数えました。

こうした図書は就職の機会を奪い、さらには様々な差別を助長する、極めて悪質な図書で、発行者はもとより、購入した企業の社会的責任は重大です。この事件を重視した法務省は、調査を行い、発行者や所有者には勧告を行って差別図書を処分してきました。

しかし、その後2006(平成18)年には、「電子版部落地名総鑑」が確認されており、現在でもインターネット上での拡散が危惧されています。

---

さらに、東京に本社がある企業の責任者が高校の進学指導担当者に、「本社の方針として同和地区出身者は採用しない」と発言したり、社員に採用すべきでないものの第一番目に同和地区出身者をあげたりするという就職差別が発生しました。

また、日本国憲法第24条で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立する」と規定していますが、親族が事前に出身地等を調べたり、同和地区出身者との結婚に反対したりする結婚差別もあります。

これは、同和問題（部落差別）を単に知識として留めているだけでは、問題は解決しないことを意味しています。頭の中では分かっているけど、いざ身近なこととなると、世間体等を理由にして当たり前の判断ができなくなるのです。「悪いとは思っているけど、他がそうだから仕方がない」という考えは、結果的に差別を助長しているのだということを認識しなければなりません。

### 個人情報不正取得事件

2011(平成23)年、職務上請求書を偽造して約1万件にのぼる戸籍や住民票を不正取得したとして、司法書士事務所の社長など5人が愛知県警に逮捕された事件がありました。

また、2012(平成24)年には、鹿児島県の行政書士に対し、虚偽の申し出を行い、埼玉県在住者の戸籍謄本と住民票を不正取得した事件が発覚し、県内でも会社役員などが逮捕されています。

その際に捜査の発端となったのが、埼玉県桶川市が導入していた事前登録型の本人通知制度でした。すでに、県内でも、鹿児島市などでこの制度を導入しており、さらに他の自治体でも導入に向けた取組が進んでいるところです。

#### ※ 職務上請求権

8業士(行政書士、司法書士、弁護士、弁理士、税理士、海事代理士、土地家屋調査士、社会保険労務士)に対し、戸籍法で認められている権利  
各業士会が発行・販売する様式に記入し、市町村に交付請求を行うものです。

#### ※ 本人通知制度の種類

事前登録型:住民が事前に市町村に登録すれば、本人以外に住民票等の写しが交付された場合、登録した市町村から、本人に通知される。

被害告知型:本人以外の者が不正に住民票等の写しを取得したことが判明した場合に、本人に通知される。

全住民対象型:事前登録や不正取得の有無にかかわらず、本人以外に住民票等の写しが交付された全ての住民に通知される。

## 6 心理的差別と実態的差別とは、どのようなことなのでしょう。

差別とは、人間の自由を奪うこと。また、人間の「平等」を侵害することであり、ここでいう「平等」とは、弱い立場におかれた人々に、ある種の積極的な優遇措置を講じるという意味が含まれ、ハンディをなくすことを意味します。

差別には、心理的差別と実態的差別があるといわれます。心理的差別とは、日頃人々の意識や心のなかであって、それが言葉や態度にあらわれてくる差別です。実態的差別とは、生活環境・職業構成・教育文化水準などが際立って遅れていたり、低い状態におかれているという生活実態にそのままあられる差別をいいます。

この二つの問題を抱えているのが同和問題（部落差別）ですが、これらの差別を解消することが、同和問題（部落差別）の解決にもつながっていきます。

同和地区の生活環境を改善する物的事業は、国の特別措置法等に基づき、1969（昭和44）年から33年間進められ、生活環境の劣悪さが差別を生むといった実態的差別はほとんど解消されました。

一方で、物的事業の実施により、周辺の「ねたみ意識」が表面化するなど、新たな心理的差別の問題が生じたこともありました。

無意識に出てきてしまう心理的差別の問題を解決するためには、次代を担う青少年を中心に、広く国民一般に対する啓発をより積極的に進めていく必要があります。国際的に人権尊重が叫ばれる中、一人ひとりが同和問題（部落差別）に主体的に取り組むことによって、初めて心理的差別の解消が可能となるのです。

特に、人権に関わりの深い業務に従事する行政職員（特定職業従事者）は、全体の奉仕者として、県民の福祉の向上に貢献する責務を負っており、当然、人権に配慮した行政を遂行する義務があります。

## 7 「寝た子を起こすな」という考え方では、いけないのでしょうか。

同和問題（部落差別）で「寝た子を起こすな」とは、「知らない人にまで同和問題（部落差別）を教えることは、逆に同和問題（部落差別）を意識させてしまうので、わざわざ教えることはない。そっとしておけば、時間が自然に解決するのではないか」という考え方をいいます。また、同和地区出身の人々の場合、自らが同和地区出身であることが明らかになると、様々な偏見や差別にさらされるのではないかと恐れるために、「寝た子を起こさないでほしい」と考えている場合もあります。

「同和問題（部落問題）を知らない人にまで知らせると、逆に意識させてしまう」といいますが、知らない人が知らないまま一生を過ごすというのは極めてまれなことです。

2017（平成29）年に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」を見ても、同和問題（部落差別）の存在を知っている人は約82%います。また、2018（平成30）年に鹿児島県が行った「人権についての県民意識調査」では、約83%の人が「何らかのかたちで知っている」と答えています。さらに、どのように知ったかを調べると、学校の授業で教わったと答えた人が24%と最も高かった一方、家族（祖父母、父母など）や職場の人、学校の友だち、近所の人、親戚から聞いたと答えた人が約37%となりました。危惧されるのは、『聞いた』内容が正しく理解できるものであるかということです。もし、親自身が同和問題（部落差別）について誤った認識を持っていると、それがそのまま伝えられていきます。子ども時代に刷り込まれた誤った認識は、同和問題（部落差別）に対する偏見や差別を生み、生涯持ち続けてしまう場合が多いのです。

同和問題（部落差別）に対して白紙であるときに、学校教育や啓発活動で正しい考えを教え、人権尊重の精神の浸透を図ること、すでに誤った考えを持っている場合にはそれを正すための啓発活動が必要になってくるのです。

「そっとしておけば、同和問題（部落差別）はなくなる」と考えている人は、今もなお、同和地区出身の人を差別する人がいるという現実を見てはいません。インターネットを利用した悪質な書き込み、結婚に際しての身元調査、差別用語を使った落書き、学校や地域での人権侵害など様々な差別が現在も起こっています。

「寝た子を起こすな」「自然に解消されるのを待とう」等という消極的な考えでなく、同和問題（部落差別）を正しく理解し、積極的に差別解消のため、それぞれの立場で具体的に努力（行動）することが望まれます。

## 8 差別用語・差別表現とは、どのようなことなのでしょう。

個人や集団が他の個人や集団を侮辱する意図で使用される言葉を「差別用語」といいます。

しかし、どの言葉が差別用語でどれが差別用語でないのかは、あらかじめ決まっているわけではありません。同和問題（部落差別）について論じる場合や、歴史的用語としてその用語を使用しなければ意味が通らない場合は、差別用語とされる言葉にはなりません。それでも「差別用語」「差別表現」問題が起こるのは、同和問題（部落差別）等の人権問題に「差別」の現実が存在しているからです。「差別用語」「差別表現」問題は、差別用語、差別表現とされる言葉を単に使ったからではなく、その用語、表現を使って差別しているかどうかの問題であるということです。つまり、差別しているかどうかは意図の問題であり、差別を意味していると誰かが感じる言葉がある以上、それを乱用していいはずはありません。言葉や文字、あるいは、それらを用いた表現などは、それを用いる人の意識を反映するものであり、当然、差別用語の裏には、差別意識が存在しているのです。言いかえれば、人々の差別意識が差別用語を使用し、その差別用語が使用されることによって、さらに人々の差別意識が助長されていくという関係があります。

この差別用語について考えていくときには、単に何が差別用語であり、それをいかに言いかえるか、というようなとらえ方では不十分です。日常の生活の中で何気なく使われている言葉の中にも、多くの差別性を含んだ言葉があること、そして、何気なく使われたものであっても、その言葉の受け手にとっては、非常に重い意味を持つことなどを考えなければなりません。

差別用語の問題は、用語の使用を制限することだけでは、同和問題（部落差別）の解決につながりません。むしろ、過剰に使用を制限することは、表現の自由に抵触したり、あるいは同和問題（部落差別）を潜在化させることにもつながります。もちろん、人権尊重の立場からこのような用語を扱う場は慎重に期すべきですが、慎重のあまり、かえって警戒心を植え付け、同和問題（部落差別）に対する意見の表明さえ抑圧してしまいます。これでは根本的な解決にはなりません。1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会の意見具申において指摘されているように、「同和問題（部落差別）について自由な意見交換のできる環境」を実現していくことが、結局は同和問題（部落差別）の解決につながるのです。

## 【同和問題(部落差別)関連の差別用語】

「特殊部落」…………… 明治政府が被差別部落に対してつくった特別な用語であり,この言葉の使用そのものが差別につながります。

「えた」,「ひにん」…… 歴史的身分制度から生まれた言葉で,それ自体,歴史的用語として用いることは,差し支えないが,部落問題と絡んだ歴史的蔑称であることの説明なしにそのまま用いたり,劣ったことなどの比喻として用いたりすることは,差別につながります。

「四つ」…………… かつて被差別部落の人たちの主要な仕事の一つに,死んだ牛・馬を処理したり,それから武具を造ることがあったことなどから,「四つ足」の生き物を扱う人たちとして生まれた,被差別部落の人たちの蔑称です。

使い方によっては,相手を侮辱することになるということを認識してください。

※ 本書では「えた」,「ひにん」身分という用語を用いていますが,この用語自体が人を差別する言葉です。教育の場では,これら歴史用語を「町人や百姓とは別に厳しく差別されてきた身分の人々」と言い換えられています。それは,歴史用語であっても,これらの言葉で深く傷つけられる人たちがいるからです。日常生活の中では使う必要は全くなく,使えないということを理解してください。



## 9 えせ同和行為とは、どのようなことなのでしょうか。

「えせ」とは、「似非」と書き、似てはいるが実は本物ではないことを意味します。

「同和問題（部落差別）は怖い問題である」という意識がなお根強く残っていることに乗じて、あたかも同和問題（部落差別）の解決に努力しているかのように装ったり、同和問題（部落差別）解決のための運動団体等の名を語り、何らかの利権や、物品販売等で利益を得るため企業や行政機関に対して行う様々な不当な行為を「えせ同和行為」といいます。

そのような行為は、同和对策事業特別措置法の期限が切れる1982（昭和57）年3月末前後からで、同年に改正商法が施行され、企業から閉め出された総会屋が「同和」の名を使って新しい利権への道を開こうと、急激に増えたといわれています。

よくある行為には同和の名称を使った書籍等の販売がありますが、こうした行為は、同和問題（部落差別）に対する差別解消のための運動とは全く異質のものであり、同和問題（部落差別）の解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対するイメージを損ね、同和問題（部落差別）に対する誤った意識を国民に植え付けることになります。これは、国及び地方公共団体等が差別解消のためにこれまで行ってきた啓発の効果を一挙に覆してしまう行為です。つまり、同和問題（部落差別）の解決を阻害する大きな要因となるものです。

国では、このようなえせ同和行為排除のための対策を一体的に推進するため、1987（昭和62）年に全省庁が参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、法務省は「えせ同和行為対応の手引」を作成、都道府県単位で結成された「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加・協力といった、えせ同和行為対策に積極的に取り組んだ結果、これらは近年少なくなっているようです。

また、えせ同和行為を行う常套手段として、脅しや威嚇等の行為がよくあげられますが、このような行為の排除のためには、関係行政機関等との緊密な連携が必要です。何よりも①不当な要求は断固として断り、毅然とした態度で対処すること ②不法な行為については、警察に通報するなど厳格に対処すること ③窓口担当者だけに押しつけず、組織全体でバックアップすることが重要です。

相手からの行為が不当かどうかを判断するためにも、同和問題（部落差別）についての正しい知識を身につけることが大切です。

## 10 人権同和問題を解決するためには、どうすればいいのでしょうか。

私たち一人ひとりが人権同和問題を正しく理解し、家庭・職場・地域等において、人権尊重の意識を高めることが大切です。

### 〈家庭では〉

家庭は、すべての教育の出発点であり、豊かな人間形成の場でもあります。核家族化が進む中で、家庭では、親子の絆がうすれがちで個人的、しかも独善的な生き方に陥りやすい傾向をもっているといわれます。

健全な社会人をつくる場が家庭にあり、健全な社会人でなければ社会の不合理も是正されません。

同和問題（部落差別）の解決も、こうした家庭のものの見方、考え方、ひいては家庭のしつけと深く関わっていると思われます。

私たちは、家庭で子どもたちに誤った知識を教えていないでしょうか。

人間を尊重する心、勤労の大切さ、生きることの尊さを家庭で話し合いましょう。

### 〈職場では〉

職場においては、ややもすると仕事本位に走りすぎ、人間尊重の原点を見落としていることはありませんか。

また、職業や職種、肩書、能力等が全人格の評価にまでなっていることはないでしょうか。性別や社会的地位よりも一人の人間として評価することが大切です。

私たちが毎日懸命に働いているのは、幸せな生活、幸せな家庭づくりのためです。温かい人間のふれあいがあるのはじめて可能です。ふだん何気なく使う言葉によって人を傷つけてはいないでしょうか。

また、他人を見下すことで仕事の不満、ストレスの解消をはかっていないでしょうか。ぜひ、身近な人間関係から考えてほしいと思います。

明るい職場づくりのためにも、職員一人ひとりが、人権問題を自分自身の課題として実践する必要があります。そのために、毎年、県職員は研修を受け、人権同和問題について学習をしています。その中で、特に、同和問題（部落差別）については、正しい理解を深めるために、この問題固有の歴史的経緯等を学ぶ必要があります。

さらには、それを知る（認識と知識）だけでなく、あらゆる差別をなくすための努力（行動）が肝要です。そして、多くの人に広がるのが、人権同和問題の解決につながるのです。

## 〔資料〕 水平社宣言

この水平社宣言は、「人は生まれながらに平等であり、尊敬されなければならない存在である」という普遍の原理と、人間の尊厳に基づいて、一人ひとりの人間が、お互いに尊敬し合い、支え合うべきであるということを問いかけています。

なお、この宣言の中には「特殊部落」、「エタ」という言葉がありますが、この言葉は、当初から差別用語であり、本来は使われるべきではありません。水平社創立大会における宣言においては、被差別の立場にある人々が、部落解放・人間解放という高い理想を掲げて運動を進めるということを宣言する意味合いにおいて、あえて使っているということと、この使われた言葉に込められた深い思いや願いを理解することが大切です。

### 宣 言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。  
長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵めるかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬することによつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。  
兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が來たのだ。吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。  
吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵める事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。  
水平社は、かくして生れた。  
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會

## 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

### （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議(平成28年11月16日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議(平成28年12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。



同和問題（部落差別）の  
理解を深めるために

令和2年3月

編集 鹿児島県男女共同参画局  
人権同和対策課

電話 099-286-2573